

「高知市こども・若者まんなかプラン 2026」

「こども・若者」の併記について

こども基本法において、「こども」は心身の発達過程にある者として若者まで含むものと定義されている。本計画においても「若者」が対象であることを広く市民に周知・理解を促すため、「こども・若者」と併記するもの。

「まんなか」に込める思い

同法が掲げる「こどもまんなか社会」の趣旨を踏まえるとともに、本計画の基本方針である「地域や社会全体でこども・若者を中心に考えて取り組む」という決意を広く発信するため、上記名称とした。

（参考）その他の名称候補

- ・ **高知市こども・若者みらいプラン 2026**

採用した上記名称と同様に、「こども・若者」と併記することで若者が計画の対象であることが伝わりやすい。

こども・若者の未来を想い、計画の基本方針のひとつである「こども・若者の思いが叶えられるように」取り組むことを掲げていることから候補として検討。「みらい」も大切だが、「今」をより大切に、こども・若者を中心に考えて取り組むことを重要視することから採用せず。

- ・ **高知市こども計画 2026**

こども基本法に定める名称であり多くの自治体が採用している。県内の自治体（高知県・土佐市・四万十市・津野町）でも採用。若者が本計画の対象であることが伝わりづらいことから採用せず。